

令和6年12月2日

お客さま各位

甲府信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

日頃から、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度当金庫では、官民一体となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、下記のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

今後とも、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の中止

令和7年2月3日（月）から、当座預金の新規口座開設を中止いたします。

なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは、引き続きご利用いただけます。

2. 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立手形の受付中止

令和7年2月3日（月）から、令和9年4月以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）

につきまして、期日管理を行う代金取立の受付を中止いたします。

中止日以降、新規に事業性資金にかかる預金口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「無利息型普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

当金庫では、手形・小切手に代わる決済手段として電子記録債権（でんさい、でんさいライト）やインターネットバンキングをご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただけますようお願いいたします。

【お客さまからのお問い合わせ先】

甲府信用金庫

事務統括部事務集中課

電話番号：055-231-2811

以上